

医整第451号
平成30年8月30日

各医療機関の長 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長

医療機関における衛生的環境の維持管理等について

今般、岐阜市内の医療機関において、空調設備の故障した病室に入院されていた患者が熱中症により死亡したことが疑われる事案が発生しております。この事案については、現在、警察をはじめとする関係機関が捜査又は調査を行っているところですが、下記の事項に留意のうえ、改めて患者の安全の確保に努めるようお願いします。

記

1. 医療機関における空調設備、その他設備の維持管理について、定期的に点検を行い、必要に応じ整備・補修を行うこと。
2. 空調設備等が故障した場合の対応策を検討しておくこと。

<参考>

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

第二十条 病院、診療所又は助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

医療整備課 医事係 担当係長 森川 担当 山内 TEL 058-272-1111 (2528) 直通 058-272-8265 FAX 058-278-2623 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
--